

事務連絡
令和5年1月24日

市町村体育・スポーツ団体 御中

公益財団法人京都府スポーツ協会
事務局長 坂東美紀

2023年度地域交流（都道府県・市町村交流）実施希望調査について

平素は本会の諸事業に対し、格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、公益財団法人日本スポーツ協会から別添写しのとおり照会がありました。つきましては、様式1により申請の有無についてFAXもしくはE-mailで御回答くださいますようお願いいたします。御回答後、実施希望団体は本会ホームページより様式をダウンロードしデータにて御提出ください。

なお、期日までに御回答がない場合は、申請がないものとして処理いたします。

記

- 1 回答方法 別紙回答用紙に記入の上、FAXにて御回答ください。
- 2 回答締切 実施調査回答：令和5年2月17日（金）必着
様 式：令和5年2月24日（金）必着 ※データで提出してください。
- 3 提出先 公益財団法人京都府スポーツ協会
FAX：075-692-3457
E-mail:sidosya-kyotofu@kyoto-sa.com
- 4 同封書類 ①実施希望調査（写）
②実施回答用紙
③実施要項
④交流に関する留意事項

連絡先
〒601-8047
京都市南区東九条下殿田町70
京都府スポーツセンター内
公益財団法人京都府スポーツ協会
担当者 宮木 淳平
TEL：075-692-3455 FAX：075-692-3457
E-mail：sidosya-kyotofu@kyoto-sa.com



第4回JSPO国際発第52号
令和5年1月19日

都道府県体育・スポーツ協会
事務局長様

公益財団法人日本スポーツ協会
事務局長 岡達生

2023年度地域交流（都道府県・市区町村交流）
実施希望調査について（依頼）

平素より当協会スポーツ推進事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記交流は韓国・中国の2カ国を対象として、各国との地域レベルにおけるスポーツ交流を実施することにより、相互理解と友好親善を深めるとともに、各地域のスポーツの振興を図ることを目的としております。

2023年度の標記交流につきましては、別紙実施要項により実施予定であることから、貴協会における実施希望の有無について、来る2023年3月3日（金）までに、別紙様式にてご回答くださるようお願いいたします。

記

1. 名称 2023年度地域交流（都道府県・市区町村交流）
2. 実施形態 公益財団法人日本スポーツ協会委託事業
＜スポーツ庁国庫補助事業（予定）＞
3. 対象国 2カ国（韓国・中国）
4. 対象期間 2023年4月3日（月）から2024年2月26日（月）（予定）
※国庫補助金の交付決定を受けた後、始期が変更となる場合がある。
5. 実施予定数 韓国 : 調整中
中国 : 調整中
※国庫補助金の交付決定を受けた後に、新型コロナウイルス感染症に対する状況等を鑑みて確定する予定。
6. 同封資料 ①実施要項（案）
②交流に関する留意事項
③回答様式
④申請事業概要
⑤日程表様式
⑥収支予算書様式
⑦国際交流リーフレット（抜粋）

提出締切日：2023年3月3日（金）

《本件に関するお問合せ先》
スポーツプロモーション部 国際課
TEL：03-6910-5810/FAX：03-6910-5820
E-mail：international@japan-sports.or.jp

2023年度地域交流(都道府県・市区町村交流) 実施要項

1. 目的

2002FIFA 日韓 ワールドカップの日韓共同開催決定および2007年に日中両国政府により実施された2007「日中文化・スポーツ交流年」を契機として、各国との地域レベルにおけるスポーツ交流をより一層促進し、相互理解と友好親善を深めるとともに各地域のスポーツ振興を図ることを目的とする。

2. 対象国

韓国、中国(以下「対象国」という。)

3. 交流方式と基準

(1) 派遣交流

日本の都道府県または市区町村単位で編成する選手団を対象国へ派遣する交流

(2) 受入交流

対象国で編成する選手団を日本の都道府県または市区町村で受け入れる交流

(3) 交流実施形態

公益財団法人日本スポーツ協会(以下「当協会」という。)が交流を実施する都道府県または市区町村が所在する都道府県体育・スポーツ協会へ委託して行う。

(4) 交流実施の対象都道府県および市区町村

対象となる都道府県または市区町村、競技種目は、おおむね下記に該当するものとする。
なお、当協会から都道府県体育・スポーツ協会に対して送付する実施希望調査への回答を基に、下記「4. 実施規模」に記載の範囲内で採択する。

(ア) 当協会が実施する「日韓スポーツ交流」および「日中スポーツ交流」の開催実績がある都道府県または市区町村

(イ) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する事前キャンプ誘致等に際し、対象国との国際交流を実施した都道府県または市区町村

(ウ) 対象国とスポーツを通じて友好・親善を深めることを目的として新規もしくは継続して交流を実施する都道府県または市区町村

(5) 対象実施競技種目

実施競技種目は、当協会加盟競技団体種目とする。

(6) 構成の要件

(ア) 主催団体は、公益財団法人日本スポーツ協会および当該都道府県体育・スポーツ協会とし、その他の団体は、主管等とする。

(イ) 原則、日本選手団員(派遣)、対象国選手団員(受入)ともに選手は10名以上とする。

(ウ) 派遣・受入ともに、スポーツ活動(練習・試合・講習会・スポーツ観戦など)を主体とし、なおかつ、文化探訪(文化施設見学など)を含む日程とする。また、スポーツ活動と文化探訪の活動時間の割合は必ず2対1以上(スポーツ活動の割合を2より多くする)とする。

(エ) 受入においては、活動のすべて(文化探訪を含む)を受入都道府県内で行うこととする。

(オ) 交流参加者は小学生高学年～70歳迄を原則とし、交流相手との合意により決定する。

(カ) 本交流を主管する団体は、日本選手団員を複数の団体から選出する。

(キ) 他の国庫補助金、スポーツ振興くじ助成金またはスポーツ振興基金助成金で行われる活動と本交流を重複させることはできない。なお、それ以外の補助・助成を受ける場合は必

ず当協会に確認すること。

4. 実施規模

韓 国：調整中

中 国：調整中

※実施希望調査の回答内容及び当協会予算の範囲内で採択数を調整する。

※新たな交流を促進させる観点から、新規交流または新規申請団体を考慮した選考を行う。

5. 委託対象期間

2023年4月3日(月)から2024年2月26日(月)(予定)

※国庫補助金の交付決定を受けた後、始期が変更となる場合がある。

【スポーツ庁国庫補助事業(予定)】
2023 年度地域交流(都道府県・市区町村交流)

交流実施に関する留意事項

標記交流の実施を希望する場合は、下記の内容を事前に確認すること。

1. 交流の取り扱いについて

<派遣・受入>

- 実施要項「3. 交流方式と基準—(6) 構成の要件」に記載の内容を確認すること。

2. 派遣・受入の対象経費について

<派遣>

渡航費(航空運賃)

- 実費。対象国に応じて、下記の金額を上限とする。
【韓国】 50,000円
【中国】 90,000円
- 日本団員の委託対象人数は20名までとし、その内、選手は原則10名以上、同行役員(監督・コーチ・本部役員・通訳)は2名までとする。なお、団員は交流に全日程参加することとし、途中参加や途中帰国した者については委託対象外とする。
- 委託対象航空運賃は次のとおりとする。
エコノミー団体航空券、国内空港施設使用料、国際観光旅客税、海外空港税、航空保険料、燃油サーチャージ
※国内経由便を利用する場合は、海外航空券(日本⇄対象国)のみ対象とする。
- 参加団員の辞退または交流中止などによって発生するキャンセル料については、委託対象外とする。

<受入>(委託対象経費上限:【韓国】5泊6日、【中国】6泊7日)

活動のすべて(文化探訪を含む)を受入県内で行うこととする。ただし、対象国選手団の利用空港については、利便性の観点から、県内外を問わない。

① 諸謝金(日本側通訳謝金)

- 1日15,000円を委託対象上限額とする。
- 通訳の委託対象人数は1名までとする。

② 滞在費(対象国団員宿泊費)

- 実費。1人1泊13,000円を委託対象上限額とする。
- 対象国団員委託対象人数は20名までとし、その内、選手は原則10名以上、同行役員(監督・コーチ・本部役員・通訳)は2名までとする。

③ 旅費(日本側運営役員・日本側通訳宿泊費)

- 実費。1人1泊13,000円を委託対象上限額とする。
- 日本側の通訳および運営役員の委託対象人数は各1名までとする。

④ 借損料

- (1) 競技会場・施設借上げ

- 実費。1交流50,000円を委託対象上限額とする。
- 競技を実施するために必要と認められる設備・備品のみ委託対象とする。
(例：会場、更衣室、照明、競技用具、電光掲示板)
- 国内の総合大会などに対象国団員が参加する場合は委託対象外とする。

(2) 対象国団員国内移動バス借上げ

- 実費。1日50,000円を委託対象上限額とする。
- 有料道路通行料がバス借上げ料と明確に区別されている場合は委託対象外とする。

⑤ 消耗品費

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費

- 実費。1交流20,000円を委託対象上限額とする。
- 交流を実施するために予防対策に必要な消耗品（体温計、アルコール消毒液、フェイスシールド、マスクのみ）を委託対象とする。
※フェイスシールド、マスクについては、日本側運営役員および通訳、対象国同行役員および選手分の消耗品を対象とし、それ以外のフェイスシールド、予備用目的以外のマスクは対象外とする。
- 国内の総合大会などに対象国団員が参加する場合は委託対象外とする。

※業者への見積り依頼時および収支予算書作成時には、上記科目のみ記載することとし、委託対象外のもの（例：ユニフォーム作製費用、文化探訪入場料等）については記載不要とする。
なお、委託対象外の項目が見積書に記載されている場合（例：渡航費の見積書に海外旅行保険の費用が記載されている等）は、収支予算書の「その他」の欄に記載すること。

<証憑書類について>

- ・ 1社への発注金額が10万円以上となる場合には、見積り合せ（原則2社以上）を行い、見積書を添付すること。
- ・ 1社への発注金額が10万円未満の場合には、委託金交付申請書類提出時の見積書および購入物品リストも提出すること。
- ・ 見積書・請求書・領収書等の宛名は、原則として「公益〇〇法人都道府県体育・スポーツ協会」に統一すること。なお、宛名が異なる場合は、その理由を明記した理由書を提出すること。
- ・ 決算書の算出根拠となる資料（各種料金表など）を提出すること。

<保険について>

- ・ 交流期間中、参加する日本選手団、運営スタッフ等を対象に国内旅行損害保険の加入を推奨する。（保険料については対象外となる。）

3. 対象国を含む2カ国以上で実施する交流事業について

<派遣>

対象国への派遣に係る日本団の航空運賃のみ委託対象とする。

<受入>

- 対象国の1カ国に係る経費（宿泊費、通訳謝金）のみ対象とする。
- 会場・施設借り上げ料は対象外とする。
- バス借り上げ料は対象国が明確に区分できる場合のみ、対象とする。

4. 今後の流れについて

- ① 実施希望調査（回答）を当協会にて精査。
- ② 3月末迄に当協会から当該都道府県体育・スポーツ協会に採択・不採択通知文書を送付。
- ③ 交流実施30日前までに当該都道府県体育・スポーツ協会は委託金申請書類を当協会へ提出。
※事業実施30日前までに提出がない場合は、採択取り消しとすることがある。
※実施希望調査時に提出した事業概要、日程表、収支予算に変更が生じた場合は、早急に当協会まで報告すること。また、変更の内容によっては採択取り消しとなる場合がある。
- ④ 交流終了45日後までに、決算資料を当協会へ提出。